

仕 様 書

		調達要求番号	単契 8
品 名	予 定 数 量	備 考	
臨床検査	各要求書の 内訳書のとおり		
1 総 則 (1) 適用範囲 本仕様書は、防衛大学校総務部衛生課で実施する臨床検査について適用する。 (2) 引用文書 次の文書は、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は、見積書の提出時における最新版である。 ア 臨床検査技師等に関する法律「昭和33年4月23日法律第76号」 イ 個人情報の保護に関する法律「平成15年5月30日法律第57号」 2 受託要件 (1) 衛生検査所登録が証明されていること。 (2) 一般財団法人医療関連サービス振興会から医療関連サービスマークの認定を受けていること。 (3) ISO15189を取得していること。 3 作業に関する要求 (1) 期 間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで (2) 作業内容 臨床検査の規格にかかる検体の回収、検査、報告並びにこれらに付随するものとする。 (3) 検査発注及び報告 防衛大学校総務部衛生課臨床検査室及び健康管理室 (4) 委託検査内容 各要求書の内訳書のとおり、検査項目コード、単位を満たすこと。 (5) 検体採取用消耗品 官側にて適応した資材を準備し、それをもって検査を行うこととする。なお、搬送専用容器については、契約相手方が準備するものとする。 (6) 検査項目及び予定数量 各要求書の内訳書のとおり (7) 検査の依頼があった場合は速やかに来校し、契約担当官等の指示を受け検体を持ち帰り、検査実施後、速やかに検査結果を報告する。			

- (8) 検査依頼は、必要事項を記載した検査依頼書及び依頼リストに基づき契約担当官等が行い、検査報告は、検査結果を記載した報告書（２部）並びに必要に応じて記録媒体等を用い契約担当官等に契約相手方が報告するものとする。
- (9) 検査結果で異常値が出た時は、必要に応じて再検査を実施する。
- (10) 受託する検査項目に関する検査方法の変更、基準値の変更及び検査中止等がある場合には、速やかに契約担当官等に書面等で報告するものとする。
- (11) 検体採取用消耗品以外の消耗品
検査依頼書、報告書及び消耗品は契約相手方が準備するものとする。

4 精度管理

- (1) 契約相手方は、精度管理責任者を専任して内部精度管理を毎日行い、適切に検査結果が検出されているか確認するとともに、契約担当官等から求めがあった場合には、速やかに精度管理及び検査結果の状況について報告するものとする。
- (2) 社団法人日本医師会、社団法人日本臨床衛生検査技師会等の機関が行う精度管理調査に参加し、その結果について契約担当官等に報告するものとする。

5 個人情報の取扱い 別紙のとおり

6 関連資料の提出

- (1) 衛生検査所登録証明書の写し
- (2) 医療サービスマーク認定書の写し
- (3) ISO15189証明書の写し
- (4) 再委託項目及び再委託先
- (5) 個人情報取扱に関する資料（別紙様式１、別紙様式２、別紙様式３）
- (6) 上記項目については、契約締結後速やかに契約担当官等へ提出する。

7 検 査

検査は、契約担当官等が定める監督及び検査実施要領により実施するものとする。

8 その他

- (1) 契約相手方は、作業終了後速やかに、完了届３部を提出する。
- (2) 仕様書並びに作業内容を本役務の作業以外の目的で第三者に漏洩しないこと。また、作業で知り得た内容も同様とする。
- (3) 本仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。

個人情報の取扱について

1 責任体制の整備

契約相手方は、個人情報（検査結果を含む。以下同じ。）の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

2 作業責任者等の報告

- (1) 契約相手方は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、「個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者に関する届」（別紙様式1）により契約担当官等に報告しなければならない。
- (2) 契約相手方は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を変更する場合は事前に契約担当官等に対し「個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者に関する届」（別紙様式1）により契約担当官等に申請し、承認を得なければならない。

3 個人情報の管理等

- (1) 契約相手方は、本業務において利用する個人情報の管理方法等を書面により契約担当官等に対し提出し、承認を得なければならない。
- (2) 契約担当官等は、契約相手方がこの業務の執行に当たり取扱っている個人情報の管理状況その他必要な事項について契約相手方に報告を求め、又は立入調査できるものとする。

4 作業場所の特定

- (1) 契約相手方は、個人情報を取扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に「個人情報の取扱いに係る作業場所に関する届」（別紙様式2）により契約担当官等に報告しなければならない。
- (2) 契約相手方は、作業場所を変更する場合は、事前に「個人情報の取扱いに係る作業場所に関する届」（別紙様式2）により契約担当官等に申請し、その承認を得なければならない。

5 教育の実施

契約相手方は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、作業従事者が遵守すべき事項その他本業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対し実施しなければならない。

6 守秘義務

- (1) 契約相手方は、本業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者にもらしてはならない。契約期間終了後又は契約解除後も同様とする。
- (2) 契約相手方は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者に対して、個人情報の取扱いに関する遵守事項を周知し、事前に「個人情報の取扱いに関する誓約書」（別紙様式3）を契約担当官等に提出しなければならない。

7 再委託

- (1) 契約相手方は、本業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。
- (2) 契約相手方は、本業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を契約担当官等に申請し、その承認を得なければならない。

- (3) 契約相手方は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

8 個人情報の返還等

契約相手方は、本業務の終了時に、本業務において利用する個人情報及び検体等について、契約担当官等の指定した方法により、返還又は破棄を実施しなければならない。なお、個人情報及び検体等については、本業務以外に使用してはならない。

9 事故時の対応

契約相手方は、本業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに契約担当官等に対して当該事故に関わる個人情報の内容、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、契約担当官等の指示に従わなければならない。

個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者に関する届（新規／変更）

年 月 日

殿

住 所
業 者 名
代表者名

「臨床検査（医施１）」に係る個人情報の取扱いの作業責任者及び作業従事者について、下記のとおり報告します。

記

作業責任者

役 職 ・ 指 名	
経 歴 ・ 資 格 等	

作業従事者

氏 名	所 属

<記述欄が足りない場合は、別紙により補足すること>

個人情報の取扱いに係る作業場所に関する届（新規／変更）

年 月 日

殿

住 所
業 者 名
代表者名

「臨床検査（医施１）」に係る個人情報の取扱いに係る作業場所について、下記のとおり報告します。

記

所在地（１）

所 在 地	（所在住所）
名 称	（ビル等の名称、所在階、区画・部屋等の名称）
作業内容	（当該作業場所で行う作業の詳細）

<所在地が複数ある場合は作業場所ごとに追加すること>

個人情報の取扱いに関する誓約書

年 月 日

殿

氏名

私は個人情報の取扱いに関し、以下のとおり誓約いたします。

- 1 業務上知り得た個人情報を漏えいし、又は不正な目的に使用することは、絶対にありません。

また、従業しなくなったときには、従業中貸与された個人情報に係る資料等は全て返却するとともに、従業しなくなった後も、業務上知り得た個人情報はいかなる目的にも一切使用しません。

- 2 個人情報保護法令及び個人情報保護規定その他、個人情報に係る諸規則を遵守します。

総務部長 決裁		役務等支出負担行為要求書								調達要求 番号		医施 1		科 項 目 目細分		防衛力基盤強化推進費 医療費 医療施行費(衛生・雑役務費)				
要 求 欄										年 月 日				調 達 欄						
会 計 課					関係課 (室)	要 求 元				室 長		補 佐		係 長		係				
課 長	室 長	補 佐	係 長	係		課 長 等	補 佐	供 用 官	係											
行 為 名 称			算 出 内 訳			時期、場所、人員、その他						契 約 方 式	一 指 随		般 名 意		根 拠 法 令	会計法第29の3 第 項 予決令第 条 第 項 第 号		
臨床検査			内訳書のとおり			仕様書のとおり							選 定 業 者					契 約 条 件		
												予 定 価 格		総 額		算 出 の 基 礎				
総 額										調達説明 日 時		年 月 日 時 分								
備考									入札日時		年 月 日 時 分									
	課室名	衛生課			要求者氏名	脇本 広明		電話番号	2783											

調達要求 番 号		医施 1	内 訳 書			
番号	品 名		単位	予定数量	単 価	金 額
1	臨床検査					
	尿検査					
2		蛋白定量	回	1		
3		糖定量	回	1		
4		コプロポルフェリン	回	1		
5		N－メチルホルムアミド	回	1		
6		マンデル酸	回	1		
7		2,5-ヘキサンジオン	回	1		
8		馬尿酸	回	5		
9		メチル馬尿酸	回	2		
10		トリクロル酢酸	回	5		
11		デルタアミノレブリン酸定量	回	1		
12	糞便検査					
13		塗抹顕微鏡検査（虫卵・脂質・消化状況観察を含む）	回	1		
14		虫体鑑別(虫体有無)	回	1		
15		ヘモグロビン（LA法）1回法	回	1		
16		便中ヘリコバクター，ピロリ抗原	回	1		
17		ノロウイルス抗原RNAマルチ	回	1		
18		ノロウイルス抗原	回	1		
19		サルモネラ	回	1		
20		シゲラ	回	1		
21		O－157	回	1		
22	血液検査					
23		末梢血液一般検査（RBC、WBC、Hb、Ht、PLT）	回	1		
24		末梢血液像(白血球像)	回	1		
25		HbA1c（NGSP）	回	10		
小			計			

調達要求 番 号		医施 1	内 訳 書			
番号	品 名		単位	予定数量	単 価	金 額
26		網状赤血球数	回	1		
27		好酸球数	回	1		
28		プロトロンビン時間 (PT)	回	1		
29		APTT	回	1		
30		総蛋白 (TP)	回	1		
31		アルブミン (Aib)	回	1		
32		A/G比	回	5		
33		蛋白分画 (TP-F)	回	1		
34		フェリチン定量	回	10		
35		総ビリルビン (T-BIL)	回	1		
36		直接ビリルビン (D-BIL)	回	1		
37		血糖 (グルコース)	回	2		
38		尿素窒素 (BUN、UN)	回	2		
39		クレアチニン (CRE)	回	1		
40		クレアチン (CR)	回	1		
41		尿酸 (UA)	回	1		
42		総コレステロール (T-cho)	回	1		
43		中性脂肪 (TG)	回	1		
44		HDL-コレステロール	回	1		
45		LDL-コレステロール	回	1		
46		GOT (AST)	回	1		
47		GPT (ALT)	回	1		
48		アルカリフォスファターゼ (ALP)	回	1		
49		アミラーゼ (AMY)	回	1		
50		リパーゼ	回	1		
小			計			

調達要求 番 号		医 施 1	内 訳 書			
番号	品 名		単位	予定数量	単 価	金 額
51		クレアチンフォスフォキナーゼ (CK)	回	1		
52		ロイシンアミノペプチターゼ (LAP)	回	1		
53		γ-グルタミールトランスペプチターゼ (γ-GT)	回	1		
54		コリンエステラーゼ (Ch-E)	回	1		
55		乳酸脱水素酵素 (LD)	回	1		
56		カルシウム (Ca)	回	1		
57		ナトリウム (Na)・クロール (Cl)	回	1		
58		カリウム (K)	回	20		
59		鉄 (Fe)	回	20		
60		マグネシウム (Mg)	回	10		
61		無機燐 (IP)	回	1		
62		総鉄結合能 (TIBC/比色法)	回	1		
63		不飽和鉄結合能 (UIBC・比色法)	回	10		
64		LDアイソザイム	回	10		
65		ALPアイソザイム	回	1		
66		CKアイソザイム	回	1		
67		トリヨードサイロニン (T3)	回	1		
68		サイロキシシン (T4)	回	2		
69		遊離トリヨードサイロニン (F-T3)	回	2		
70		遊離サイロキシシン (F-T4)	回	2		
71		サイログロブリン	回	1		
72		甲状腺刺激ホルモン (TSH)	回	1		
73		インスリン (IRI)	回	1		
74		C-ペプチド (CPR)	回	2		
75		コルチゾール	回	1		
小 計						

調達要求 番 号		医施1	内 訳 書			
番号	品 名	単位	予定数量	単 価	金 額	
76	アルドステロン	回	1			
77	カテコールアミン分画	回	1			
78	レニン活性	回	1			
79	プロラクチン (PRL)	回	1			
80	黄体形成ホルモン (LH)	回	1			
81	卵胞刺激ホルモン (FSH)	回	1			
82	CA15-3	回	1			
83	CA125	回	1			
84	α -フェトプロテイン	回	5			
85	CEA (精密測定)	回	5			
86	CA19-9	回	5			
87	高感度PSAタンデム (PSAタンデム)	回	5			
88	フリーPSA/トータルPSA比 (精密測定)	回	5			
89	ABO式血液型	回	1			
90	Rh (D) 式血液型	回	1			
91	Rh-Hr 式(5因子) 血液型	回	1			
92	不規則性抗体	回	1			
93	抗ストレプトリジンO価 (ASO)	回	1			
94	マイコプラズマ抗体 (PA法)	回	1			
95	RPR法 定性	回	1			
96	RPR法 半定量	回	3			
97	TPHA試験 (TP抗体定性)	回	1			
98	TPHA試験 (TP抗体定量)	回	1			
99	FTA-ABS試験 (定性)	回	1			
100	HIV抗原・抗体同時定性	回	20			
小		計				

調達要求 番 号		医施 1	内 訳 書			
番号	品 名	単位	予定数量	単 価	金 額	
101	ヘリコバクターピロリ抗体	回	1			
102	寒冷凝集反応	回	1			
103	抗DNA抗体	回	1			
104	抗核抗体半定量	回	1			
105	RF（リウマトイド因子）定量	回	1			
106	抗CCP抗体定量	回	1			
107	風疹（HI法）	回	1			
108	風疹-IgG（EIA法）	回	1			
109	風疹-IgM（EIA法）	回	1			
110	麻疹-IgG（EIA法）	回	1			
111	麻疹-IgM（EIA法）	回	1			
112	EB-VCA IgG	回	5			
113	EB-VCA IgM	回	5			
114	EB-EBNA抗体	回	5			
115	CMV-IgG	回	5			
116	CMV-IgM	回	5			
117	CMV抗体（CF法）	回	5			
118	トキソプラズマ抗体半定量	回	1			
119	ムンプス（HI法）	回	1			
120	ムンプス-IgG（EIA法）	回	1			
121	ムンプス-IgM（EIA法）	回	1			
122	単純ヘルペス（CF法）	回	1			
123	水痘帯状ヘルペス（CF法）	回	1			
124	HBs抗体（半定量）	回	10			
125	HBs抗原（CLIA）	回	10			
小		計				

調達要求 番 号	医 施 1	内 訳 書			
番号	品 名	単位	予定数量	単 価	金 額
126	HBs抗体(CLIA)	回	10		
127	HBe抗原	回	5		
128	HBe抗体	回	5		
129	HCV抗体	回	1		
130	HBc抗体	回	10		
131	HA-IgG抗体	回	1		
132	HA-IgM抗体	回	1		
133	HCVコア蛋白	回	5		
134	HCV-RNA定量	回	5		
135	C反応性蛋白定量(CRP定量)	回	5		
136	血清補体価(CH50)	回	2		
137	IgG	回	1		
138	IgA	回	1		
139	IgM	回	1		
140	C3	回	1		
141	C4	回	1		
142	IgE(RIST)(非特異)	回	20		
143	IgE(RAST)(特異)	回	130		
144	View 39	回	10		
145	テオフィリン	回	5		
146	鉛(血中)	回	1		
147	微生物学的検査				
148	細菌顕微鏡検査(塗抹鏡検)	回	5		
149	細菌培養同定検査 口腔・気道・呼吸器からの検体	回	40		
150	細菌培養同定検査 消化管からの検体	回	20		
小		計			

調達要求 番 号		医施 1	内 訳 書			
番号	品 名	単位	予定数量	単 価	金 額	
151	細菌培養同定検査 泌尿器・生殖器からの検体	回	10			
152	細菌培養同定検査 血液又は穿刺液	回	1			
153	細菌培養同定検査 その他の部位からの検体	回	20			
154	トリコモナス培養	回	1			
155	大腸菌血清型別	回	20			
156	大腸菌ペロトキシン	回	20			
157	嫌気性培養	回	10			
158	細菌薬剤感受性検査 1 菌種	回	10			
159	細菌薬剤感受性検査 2 菌種	回	10			
160	細菌薬剤感受性検査 3 菌種	回	10			
161	蛍光染色（直接）	回	2			
162	チールネルゼン染色（塗抹鏡検）	回	2			
163	抗酸菌分離培養検査（小川培地）	回	2			
164	抗酸菌分離培養検査（液体培地又は蛍光センサー法）	回	2			
165	抗酸菌群核酸同定	回	2			
166	結核菌群核酸増幅同定検査（ダイレクトTB）	回	10			
167	クラミジアトラコマチス抗原(患部細胞)	回	1			
168	クラミジアトラコマチス抗原(男子初尿)	回	1			
169	クラミジアトラコマチスPCR	回	3			
170	淋菌PCR	回	3			
171	淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出	回	5			
172	新型コロナウイルス PCR検査(RT-PCR法)	回	1			
173	病理学的検査					
174	病理組織顕微鏡検査（1臓器につき）	回	1			
175	細胞診検査 集痰法	回	1			
小		計				

調達要求 番 号	医施 1	内 訳 書			
番号	品 名	単位	予定数量	単 価	金 額
176	細胞診検査 婦人科材料（1部位につき）	回	1		
177	細胞診検査 その他（1部位につき）	回	1		
	細胞機能検査				
	薬剤によるリンパ球刺激試験(1薬剤につき)	回	1		
小		計			
合		計			

仕 様 書

		調達要求番号	医施 1
品名	予定数量	備考	
臨床検査	内訳書のとおり		
1 総 則 (1) 適用範囲 本仕様書は、防衛大学校総務部衛生課で実施する臨床検査について適用する。 (2) 引用文書 次の文書は、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は、見積書の提出時における最新版である。 ア 臨床検査技師等に関する法律「昭和33年4月23日法律第76号」 イ 個人情報の保護に関する法律「平成15年5月30日法律第57号」 2 受託要件 (1) 衛生検査所登録が証明されていること。 (2) 一般財団法人医療関連サービス振興会から医療関連サービスマークの認定を受けていること。 (3) ISO15189を取得していること。 3 作業に関する要求 (1) 期 間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで (2) 作業内容 臨床検査の規格にかかる検体の回収、検査、報告並びにこれらに付随するものとする。 (3) 検査発注及び報告 防衛大学校総務部衛生課臨床検査室及び健康管理室 (4) 委託検査内容 内訳書のとおり、検査項目コード、単位を満たすこと。 (5) 検体採取用消耗品 官側にて適応した資材を準備し、それをもって検査を行うこととする。なお、搬送専用容器については、契約相手方が準備するものとする。 (6) 検査項目及び予定数量 要求書の内訳書のとおり (7) 検査の依頼があった場合は速やかに来校し、契約担当官等の指示を受け検体を持ち帰り、検査実施後、速やかに検査結果を報告する。			

- (8) 検査依頼は、必要事項を記載した検査依頼書及び依頼リストに基づき契約担当官等が行い、検査報告は、検査結果を記載した報告書（2部）並びに必要に応じて記録媒体等を用い契約担当官等に契約相手方が報告するものとする。
- (9) 検査結果で異常値が出た時は、必要に応じて再検査を実施する。
- (10) 受託する検査項目に関する検査方法の変更、基準値の変更及び検査中止等がある場合には、速やかに契約担当官等に書面等で報告するものとする。
- (11) 検体採取用消耗品以外の消耗品
検査依頼書、報告書及び消耗品は契約相手方が準備するものとする。

4 精度管理

- (1) 契約相手方は、精度管理責任者を専任して内部精度管理を毎日行い、適切に検査結果が検出されているか確認するとともに、契約担当官等から求めがあった場合には、速やかに精度管理及び検査結果の状況について報告するものとする。
- (2) 社団法人日本医師会、社団法人日本臨床衛生検査技師会等の機関が行う精度管理調査に参加し、その結果について契約担当官等に報告するものとする。

5 個人情報の取扱い 別紙のとおり

6 関連資料の提出

- (1) 衛生検査所登録証明書の写し
- (2) 医療サービスマーク認定書の写し
- (3) ISO15189証明書の写し
- (4) 再委託項目及び再委託先
- (5) 個人情報取扱に関する資料（別紙様式1、別紙様式2、別紙様式3）
- (6) 上記項目については、契約締結後速やかに契約担当官等へ提出する。

7 検査

検査は、契約担当官等が定める監督及び検査実施要領により実施するものとする。

8 その他

- (1) 契約相手方は、作業終了後速やかに、完了届3部を提出する。
- (2) 仕様書並びに作業内容を本役務の作業以外の目的で第三者に漏洩しないこと。また、作業で知り得た内容も同様とする。
- (3) 本仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。

個人情報の取扱について

1 責任体制の整備

契約相手方は、個人情報（検査結果を含む。以下同じ。）の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

2 作業責任者等の報告

- (1) 契約相手方は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、「個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者に関する届」（別紙様式1）により契約担当官等に報告しなければならない。
- (2) 契約相手方は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を変更する場合は事前に契約担当官等に対し「個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者に関する届」（別紙様式1）により契約担当官等に申請し、承認を得なければならない。

3 個人情報の管理等

- (1) 契約相手方は、本業務において利用する個人情報の管理方法等を書面により契約担当官等に対し提出し、承認を得なければならない。
- (2) 契約担当官等は、契約相手方がこの業務の執行に当たり取扱っている個人情報の管理状況その他必要な事項について契約相手方に報告を求め、又は立入調査できるものとする。

4 作業場所の特定

- (1) 契約相手方は、個人情報を取扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に「個人情報の取扱いに係る作業場所に関する届」（別紙様式2）により契約担当官等に報告しなければならない。
- (2) 契約相手方は、作業場所を変更する場合は、事前に「個人情報の取扱いに係る作業場所に関する届」（別紙様式2）により契約担当官等に申請し、その承認を得なければならない。

5 教育の実施

契約相手方は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、作業従事者が遵守すべき事項その他本業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対し実施しなければならない。

6 守秘義務

- (1) 契約相手方は、本業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者にもらしてはならない。契約期間終了後又は契約解除後も同様とする。
- (2) 契約相手方は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者に対して、個人情報の取扱いに関する遵守事項を周知し、事前に「個人情報の取扱いに関する誓約書」（別紙様式3）を契約担当官等に提出しなければならない。

7 再委託

- (1) 契約相手方は、本業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。
- (2) 契約相手方は、本業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を契約担当官等に申請し、その承認を得なければならない。

- (3) 契約相手方は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

8 個人情報の返還等

契約相手方は、本業務の終了時に、本業務において利用する個人情報及び検体等について、契約担当官等の指定した方法により、返還又は破棄を実施しなければならない。なお、個人情報及び検体等については、本業務以外に使用してはならない。

9 事故時の対応

契約相手方は、本業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに契約担当官等に対して当該事故に関わる個人情報の内容、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、契約担当官等の指示に従わなければならない。

個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者に関する届（新規／変更）

年 月 日

殿

住 所
業 者 名
代表者名

「臨床検査（医施１）」に係る個人情報の取扱いの作業責任者及び作業従事者について、下記のとおり報告します。

記

作業責任者

役 職 ・ 指 名	
経 歴 ・ 資 格 等	

作業従事者

氏 名	所 属

<記述欄が足りない場合は、別紙により補足すること>

個人情報の取扱いに係る作業場所に関する届（新規／変更）

年 月 日

殿

住 所
業 者 名
代表者名

「臨床検査（医施１）」に係る個人情報の取扱いに係る作業場所について、下記のとおり報告します。

記

所在地（１）

所 在 地	（所在住所）
名 称	（ビル等の名称、所在階、区画・部屋等の名称）
作業内容	（当該作業場所で行う作業の詳細）

<所在地が複数ある場合は作業場所ごとに追加すること>

個人情報の取扱いに関する誓約書

年 月 日

殿

氏名

私は個人情報の取扱いに関し、以下のとおり誓約いたします。

- 1 業務上知り得た個人情報を漏えいし、又は不正な目的に使用することは、絶対にありません。

また、従業員しなくなったときには、従業員中貸与された個人情報に係る資料等は全て返却するとともに、従業員しなくなった後も、業務上知り得た個人情報はいかなる目的にも一切使用しません。

- 2 個人情報保護法令及び個人情報保護規定その他、個人情報に係る諸規則を遵守します。

総務部長 決裁		役務等支出負担行為要求書					調達要求 番号	衛職役 1	科 項 目 細分	防衛本省共通費 庁費 職員厚生経費(機関等)		
要 求 欄						年 月 日		調 達 欄				
会 計 課					関係課 (室)	要 求 元			室 長	補 佐	係 長	係
課 長	室 長	補 佐	係 長	係		課 長 等	補 佐	供 用 官	係			
行 為 名 称		算 出 内 訳		時期、場所、人員、その他			契約方式	一般 指 随	根拠法令	会計法第29の3 第 項 予決令第 条 第 項 第 号		
臨床検査		内訳書のとおり		仕様書のとおり			選 定 業 者			契 約 条 件		
							予 定 価 格	総 額		算 出 の 基 礎		
総 額							調達説明 日 時		年 月 日 時 分			
備考							入札日時		年 月 日 時 分			
	課室名	衛生課		要求者氏名	齋藤 麗子							電話番号

調達要求 番 号		衛職役1	内 訳 書			
番号	品 名	規 格	単位	数 量	単 価	金 額
1	臨床検査	尿検査				
2		コプロボルフェリン	回	1		
3		N-メチルホルムアミド	回	1		
4		マンデル酸	回	1		
5		2,5-ヘキサンジオン	回	1		
6		馬尿酸	回	4		
7		メチル馬尿酸	回	1		
8		トリクロル酢酸	回	2		
9		デルタアミノレブリン酸定量	回	1		
10		糞便検査				
11		ヘモグロビン (LA法) 1 回法	回	900		
12		血液検査				
13		末梢血液一般検査(RBC、WBC、Hb、Ht、PLT)	回	550		
14		末梢血液像(白血球像)	回	550		
15		HbA1c(NGSP)	回	40		
16		総ビリルビン (T-B I L)	回	1		
17		血糖 (グルコース)	回	550		
18		クレアチニン (C R E)	回	20		
19		尿酸 (U A)	回	550		
20		総コレステロール (T-c h o)	回	550		
21		中性脂肪 (T G)	回	550		
22		HDL-コレステロール	回	550		
23		LDL-コレステロール	回	550		
24		GOT (A S T)	回	550		
25		GPT (A L T)	回	550		
小 計						

調達要求 番 号		衛 職 役 1	内 訳 書			
番号	品 名	規 格	単位	数 量	単 価	金 額
26	臨床検査	アルカリフォスファターゼ（ALP）	回	1		
27		γ-グルタミールトランスペプチターゼ（γ-GT）	回	550		
28		コリンエステラーゼ（Ch-E）	回	2		
29		RPR法 定性	回	550		
30		鉛（血中）	回	1		
31		病理学的検査				
32		細胞診検査 集痰法	回	25		
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49						
50						
		小	計			
		合	計			

仕 様 書

		調達要求番号	衛職役 1
品名	予定数量	備考	
臨床検査	内訳書のとおり		
1 総 則 (1) 適用範囲 本仕様書は、防衛大学校総務部衛生課で実施する健康診断時に必要な臨床検査について適用する。 (2) 引用文書 次の文書は、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は、見積書の提出時における最新版である。 ア 臨床検査技師等に関する法律「昭和33年4月23日法律第76号」 イ 個人情報の保護に関する法律「平成15年5月30日法律第57号」 2 受託要件 (1) 衛生検査所登録が証明されていること。 (2) 一般財団法人医療関連サービス振興会から医療関連サービスマークの認定を受けていること。 (3) ISO15189を取得していること。 3 役務に関する要求 (1) 期 間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで (2) 業務内容 臨床検査の規格にかかる検体の回収、検査、報告並びにこれらに付随する業務とする。 (3) 検査発注 防衛大学校総務部衛生課臨床検査室 (4) 検査報告 防衛大学校総務部衛生課臨床検査室及び健康管理室 (5) 委託検査内容 内訳書のとおり、検査項目コード、単位を満たすこと。 (6) 検体採取用消耗品 官側にて適応した資材を準備し、それをもって検査を行うこととする。なお、搬送専用容器については、契約相手方負担とする。（ただし、糞便検査に関する搬送専用容器については、除くものとする）			

- (7) 検査項目及び予定数量
内訳書のとおり
- (8) 検査の依頼があった場合は速やかに来校し、契約担当官等の指示を受け検体を持ち帰り、検査実施後、速やかに検査結果を報告する。
- (9) 検査依頼は、必要事項を記載した検査依頼書及び依頼リストに基づき契約担当官等が行い、検査報告は、検査結果を記載した報告書（2部）並びに記録媒体等を用い契約担当官等に契約相手方が報告するものとする。
- (10) 検査結果で異常値が出た時は、必要に応じて再検査を実施する。
- (11) 受託する検査項目に関する検査方法の変更、基準値の変更及び検査中止等がある場合には、速やかに契約担当官等に書面等で報告するものとする。
- (12) 検体採取用消耗品以外の消耗品
検査依頼書、報告書及び消耗品は契約相手方の負担とする。

4 精度管理

- (1) 契約相手方は、精度管理責任者を専任して内部精度管理を毎日行い、適切に検査結果が検出されているか確認するとともに、契約担当官等から求めがあった場合には、速やかに精度管理及び検査結果の状況について報告するものとする。
- (2) 社団法人日本医師会、社団法人日本臨床衛生検査技師会等の機関が行う精度管理調査に参加し、その結果について契約担当官等に報告するものとする。

5 個人情報の取扱い

別紙のとおり

6 関連資料の提出

- (1) 衛生検査所登録証明書の写し
- (2) 医療関連サービスマーク認定書の写し
- (3) ISO15189証明書の写し
- (4) 再委託項目及び再委託先
- (5) 個人情報取扱に関する資料（別紙様式第1、別紙様式第2、別紙様式第3）
- (6) 上記項目については、契約締結後速やかに契約担当官等へ提出する。

7 検査

検査は、契約担当官等が定める監督及び検査実施要領により実施するものとする。

8 その他

- (1) 契約相手方は、契約締結後速やかに、個人情報取扱に関する資料（別紙様式第1、別紙様式第2、別紙様式第3）を契約担当官等へ提出するものとする。
- (2) 本仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。
- (3) 契約相手方は、役務終了後速やかに役務完了届3部を契約担当官等へ提出するものとする。

個人情報の取扱について

1 責任体制の整備

契約相手方は、個人情報（検査結果を含む。以下同じ。）の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

2 作業責任者等の報告

- (1) 契約相手方は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、「個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者に関する届」（別紙様式1）により契約担当官等に報告しなければならない。
- (2) 契約相手方は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を変更する場合は事前に契約担当官等に対し「個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者に関する届」（別紙様式1）により契約担当官等に申請し、承認を得なければならない。

3 個人情報の管理等

- (1) 契約相手方は、本業務において利用する個人情報の管理方法等を書面により契約担当官等に対し提出し、承認を得なければならない。
- (2) 契約担当官等は、契約相手方がこの業務の執行に当たり取扱っている個人情報の管理状況その他必要な事項について契約相手方に報告を求め、又は立入調査できるものとする。

4 作業場所の特定

- (1) 契約相手方は、個人情報を取扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に「個人情報の取扱いに係る作業場所に関する届」（別紙様式2）により契約担当官等に報告しなければならない。
- (2) 契約相手方は、作業場所を変更する場合は、事前に「個人情報の取扱いに係る作業場所に関する届」（別紙様式2）により契約担当官等に申請し、その承認を得なければならない。

5 教育の実施

契約相手方は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、作業従事者が遵守すべき事項その他本業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対し実施しなければならない。

6 守秘義務

- (1) 契約相手方は、本業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者にもらしてはならない。契約期間終了後又は契約解除後も同様とする。
- (2) 契約相手方は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者に対して、個人情報の取扱いに関する遵守事項を周知し、事前に「個人情報の取扱いに関する誓約書」（別紙様式3）を契約担当官等に提出しなければならない。

7 再委託

- (1) 契約相手方は、本業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。
- (2) 契約相手方は、本業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取扱う情報、採択先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を契約担当官等に申請し、その承認を得なければならない。

- (3) 契約相手方は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

8 個人情報の返還等

- (1) 契約相手方は、本業務の終了時に、本業務において利用する個人情報及び検体等について、契約担当官等の指定した方法により、返還又は破棄を実施しなければならない。なお、個人情報及び検体等については、本業務以外に使用してはならない。

9 事故時の対応

契約相手方は、本業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに契約担当官等に対して当該事故に関わる個人情報の内容、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、契約担当官等の指示に従わなければならない。

個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者に関する届（新規／変更）

年 月 日

殿

住 所
業 者 名
代表者名

「臨床検査（衛職役 1）」に係る個人情報の取扱いの作業責任者及び作業従事者について、下記のとおり報告します。

記

作業責任者

役 職 ・ 指 名	
経 歴 ・ 資 格 等	

作業従事者

氏 名	所 属

<記述欄が足りない場合は、別紙により補足すること。>

個人情報の取扱いに係る作業場所に関する届（新規／変更）

年 月 日

殿

住 所
業 者 名
代表者名

「臨床検査（衛職役１）」に係る個人情報の取扱いに係る作業場所について、
下記のとおり報告します。

記

所在地（１）

所 在 地	（所在住所）
名 称	（ビル等の名称、所在階、区画・部屋等の名称）
作業内容	（当該作業場所で行う作業の詳細）

<所在地が複数ある場合は作業場所ごとに追加すること。>

個人情報の取扱いに関する誓約書

年 月 日

殿

氏名

私は個人情報の取扱いに関し、以下のとおり誓約いたします。

- 1 業務上知り得た個人情報を漏えいし、又は不正な目的に使用することは、絶対にありません。

また、従業員しなくなったときには、従業員中貸与された個人情報に係る資料等は全て返却するとともに、従業員しなくなった後も、業務上知り得た個人情報はいかなる目的にも一切使用しません。

- 2 個人情報保護法令及び個人情報保護規定その他、個人情報に係る諸規則を遵守します。

総務部長 決裁		役務等支出負担行為要求書						調達要求 番号		防疫雑 1		科	項	防衛力基盤強化推進費			
												目	営舎費				
												目	防疫費(雑役務費)				
要 求 欄								年 月 日				調 達 欄					
会 計 課					関係課 (室)	要 求 元				室 長		補 佐		係 長		係	
課 長	室 長	補 佐	係 長	係		課 長 等	補 佐	供 用 官	係								
行 為 名 称		算 出 内 訳			時期、場所、人員、その他				契約 方式	一般 指 随		根 拠 法 令	会計法第29の3 第 項 予決令第 条 第 項 第 号				
臨床検査		血液検査 麻疹IgG(EIA法) ×504回＝ 円 HBs抗原(CLIA) ×22回＝ 円 HBs抗体(CLIA) ×22回＝ 円			仕様書のとおり					選 定 業 者			契 約 条 件				
									予 定 価 格	総 額		算 出 の 基 礎					
										円							
総 額								調達説明 日 時		年 月 日 時 分							
備考							入札日時		年 月 日 時 分								
	課室名	衛生課			要求者氏名	齋藤 麗子		電話番号	2780								

内 訳 書

調達要求 番号		防疫雑1				
番号	品 名	規 格	単位	数 量	単 価	金 額
1	臨床検査	血液検査				
2		麻疹IgG(EIA法)	回	504		
3		HBs抗原(CLIA)	回	22		
4		HBs抗体(CLIA)	回	22		
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
		小 計				
		合 計				

仕 様 書

		調達要求番号	防疫雑 1
品名	予定数量	備考	
臨床検査	内訳書のとおり		
1 総 則 (1) 適用範囲 本仕様書は、防衛大学校総務部衛生課で健康診断に必要な臨床検査について適用する。 (2) 引用文書 次の文書は、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は、見積書の提出時における最新版である。 ア 臨床検査技師等に関する法律「昭和 33 年 4 月 23 日法律第 76 号」 イ 個人情報の保護に関する法律「平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号」 2 受託要件 (1) 衛生検査所登録が証明されていること。 (2) 一般財団法人医療関連サービス振興会から医療関連サービスマークの認定を受けていること。 (3) ISO 15189 を取得していること。 3 役務に関する要求 (1) 期 間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで (2) 業務内容 臨床検査の麻疹 I g G (E I A 法) および臨床検査の H B s 抗原 (C L I A) H B s 抗体 (C L I A) にかかる検体の回収、検査、報告並びにこれらに付随する業務とする。 (3) 検査発注 防衛大学校総務部衛生課臨床検査室 (4) 検査報告 防衛大学校総務部衛生課臨床検査室及び健康管理室 (5) 委託検査内容 内訳書のとおり、検査項目コード、単位を満たすこと。 (6) 検体採取用消耗品 官側にて適応した資材を準備し、それをもって検査を行うこととする。なお、搬送専用容器については、契約相手方負担とする。 (7) 検査項目及び予定数量 内訳書のとおり。			

- (8) 検査の依頼があった場合は速やかに来校し、契約担当官等の指示を受け検体を持ち帰り、検査実施後、速やかに検査結果を報告する。
- (9) 検査依頼は、必要事項を記載した検査依頼書及び依頼リストに基づき契約担当官等が行い、検査報告は、検査結果を記載した報告書（２部）並びに記録媒体等を用い契約担当官等に契約相手方が報告するものとする。
- (10) 検査結果で異常値が出た時は、必要に応じて再検査を実施する。
- (11) 受託する検査項目に関する検査方法の変更、基準値の変更及び検査中止等がある場合には、速やかに契約担当官等に書面等で報告するものとする。
- (12) 検体採取用消耗品以外の消耗品
検査依頼書、報告書及び消耗品は契約相手方の負担とする。

4 精度管理

- (1) 契約相手方は、精度管理責任者を専任して内部精度管理を毎日行い、適切に検査結果が検出されているか確認するとともに、契約担当官等から求めがあった場合には、速やかに精度管理及び検査結果の状況について報告するものとする。
- (2) 社団法人日本医師会、社団法人日本臨床衛生検査技師会等の機関が行う精度管理調査に参加し、その結果について契約担当官等に報告するものとする。

5 個人情報の取扱い

別紙のとおり。

6 関連資料の提出

- (1) 衛生検査所登録証明書の写し
- (2) 医療関連サービスマーク認定書の写し
- (3) ISO15189証明書の写し
- (4) 再委託項目及び再委託先
- (5) 個人情報取扱に関する資料
- (6) 上記項目については、契約締結後速やかに契約担当官等へ提出する。

7 検 査

検査は、契約担当官等が定める監督及び検査実施要領により実施するものとする。

8 その他

- (1) 契約相手方は、契約締結後速やかに、個人情報取扱に関する資料を契約担当官等へ提出するものとする。
- (2) 本仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。
- (3) 契約相手方は、役務終了後速やかに役務完了届３部を契約担当官等へ提出するものとする。

個人情報の取扱について

1 責任体制の整備

契約相手方は、個人情報（検査結果を含む。以下同じ。）の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

2 作業責任者等の報告

- (1) 契約相手方は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、「個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者に関する届」（別紙様式1）により契約担当官等に報告しなければならない。
- (2) 契約相手方は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を変更する場合は事前に契約担当官等に対し「個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者に関する届」（別紙様式1）により契約担当官等に申請し、承認を得なければならない。

3 個人情報の管理等

- (1) 契約相手方は、本業務において利用する個人情報の管理方法等を書面により契約担当官等に対し提出し、承認を得なければならない。
- (2) 契約約担当官等は、契約相手方がこの業務の執行に当たり取扱っている個人情報の管理状況その他必要な事項について契約相手方に報告を求め、又は立入調査できるものとする。

4 作業場所の特定

- (1) 契約相手方は、個人情報を取扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に「個人情報の取扱いに係る作業場所に関する届」（別紙様式2）により契約担当官等に報告しなければならない。
- (2) 契約相手方は、作業場所を変更する場合は、事前に「個人情報の取扱いに係る作業場所に関する届」（別紙様式2）により契約担当官等に申請し、その承認を得なければならない。

5 教育の実施

- (1) 契約相手方は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、作業従事者が遵守すべき事項その他本業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対し実施しなければならない。

6 守秘義務

- (1) 契約相手方は、本業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者にもらしてはならない。契約期間終了後又は契約解除後も同様とする。
- (2) 契約相手方は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者に対して、個人情報の取扱いに関する遵守事項を周知し、事前に「個人情報の取扱いに関する誓約書」（別紙様式3）に押印させ契約担当官等に提出しなければならない。

7 再委託

- (1) 契約相手方は、本業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。
- (2) 契約相手方は、本業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取扱う情報、採択先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を契約担当官等に申請し、その承認を得なければならない。

- (3) 契約相手方は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

8 個人情報の返還等

- (1) 契約相手方は、本業務の終了時に、本業務において利用する個人情報及び検体等について、契約担当官等の指定した方法により、返還又は破棄を実施しなければならない。なお、個人情報及び検体等については、本業務以外に使用してはならない。

9 事故時の対応

契約相手方は、本業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに契約担当官等に対して当該事故に関わる個人情報の内容、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、契約担当官等の指示に従わなければならない。

個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者に関する届（新規／変更）

年 月 日

殿

住 所
業 者 名
代表者名

「臨床検査（防疫雑1）」に係る個人情報の取扱いの作業責任者及び作業従事者について、下記のとおり報告します。

記

作業責任者

役 職 ・ 指 名	
経 歴 ・ 資 格 等	

作業従事者

氏 名	所 属

<記述欄が足りない場合は、別紙により補足すること。>

個人情報の取扱いに係る作業場所に関する届（新規／変更）

年 月 日

殿

住 所
業 者 名
代表者名

「臨床検査（防疫雑 1）」に係る個人情報の取扱いに係る作業場所について、
下記のとおり報告します。

記

所在地（1）

所 在 地	(所在住所)
名 称	(ビル等の名称、所在階、区画・部屋等の名称)
作業内容	(当該作業場所で行う作業の詳細)

<所在地が複数ある場合は作業場所ごとに追加すること。>

個人情報の取扱いに関する誓約書

年 月 日

殿

氏名

私は個人情報の取扱いに関し、以下のとおり誓約いたします。

- 1 業務上知り得た個人情報を漏えいし、又は不正な目的に使用することは、絶対にありません。

また、従業しなくなったときには、従業中貸与された個人情報に係る資料等は全て返却するとともに、従業しなくなった後も、業務上知り得た個人情報はいかなる目的にも一切使用しません。

- 2 個人情報保護法令及び個人情報保護規定その他、個人情報に係る諸規則を遵守します。

総務部長 決裁		役務等支出負担行為要求書						調達要求 番号		保役 2		科 項 目 目 目 細分		防衛力基盤強化推進費 営舎費 保健管理費(雑役務費)			
要 求 欄								年 月 日				調 達 欄					
会 計 課					関係課 (室)	要 求 元				室 長		補 佐		係 長		係	
課 長	室 長	補 佐	係 長	係		課 長 等	補 佐	供 用 官	係								
行 為 名 称		算 出 内 訳			時期、場所、人員、その他				契約方式		一般 指 随 名 意		根拠 法令		会計法第29の3 第 項 予決令第 条 第 項 第 号		
臨床検査		予定数量 糞便検査 ノロウイルス抗原 × 122回＝ 円 サルモネラ × 244回＝ 円 シゲラ × 244回＝ 円 O-157 × 244回＝ 円			仕様書のとおり				選 定 業 者				契 約 条 件				
									予 定 価 格		総 額		算 出 の 基 礎				
											円						
総 額								調達説明 日 時		年 月 日 時 分							
備考								入札日時		年 月 日 時 分							
課室名		衛生課		要求者氏名		齋藤 麗子		電話番号		2780							

調達要求 番号		保役2	内 訳 書			
番号	品 名	規 格	単位	予定数量	単 価	金 額
1	臨床検査	糞便検査				
5		ノロウイルス抗原	回	122		
2		サルモネラ	回	244		
3		シゲラ	回	244		
4		O-157	回	244		
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
		小 計				
		合 計				

仕 様 書

		調達要求番号	保役 2
品 名	予 定 数 量	備 考	
臨床検査	内訳書のとおり		

1 総 則

(1) 適用範囲

本仕様書は、防衛大学校総務部衛生課で実施する臨床検査（給食勤務員に対する糞便検査）について適用する。

(2) 引用文書

次の文書は、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は、見積書の提出時における最新版である。

ア 臨床検査技師等に関する法律「昭和33年4月23日法律第76号」

イ 個人情報の保護に関する法律「平成15年5月30日法律第57号」

2 受託要件

(1) 衛生検査所登録が証明されていること。

(2) 一般財団法人医療関連サービス振興会から医療関連サービスマークの認定を受けていること。

(3) ISO15189を取得していること。

3 作業に関する要求

(1) 期 間

ア サルモネラ、シゲラ及びO-157

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

イ ノロウイルス抗原（EIA）

令和7年10月1日から令和8年3月31日まで

(2) 作業内容

臨床検査の規格にかかる検体の回収、検査、報告並びにこれらに付随するものとする。

(3) 検査発注及び報告

防衛大学校総務部衛生課臨床検査室

(4) 対象者

給食勤務員

(5) 委託検査内容

内訳書のとおり、検査項目コード、単位を満たすこと。

(6) 検体採取用消耗品

官側にて適応した資材を準備し、それをもって検査を行うこととする。なお、搬送専用容器については、契約相手方が準備するものとする。

- (7) 検査項目及び予定数量
内訳書のとおり
- (8) 検査の依頼があった場合は速やかに来校し、契約担当官等の指示を受け検体を持ち帰り、検査実施後、速やかに検査結果を報告する。
- (9) 検査依頼は、必要事項を記載した検査依頼書及び依頼リストに基づき契約担当官等が行い、検査報告は、検査結果を記載した報告書（3部）並びに必要に応じて記録媒体等を用い契約担当官等に契約相手方が報告するものとする。
- (10) すべての検査報告書が出てから2週間以内に便検査結果一覧表を2部提出するものとする。
- (11) 受託する検査項目に関する検査方法の変更、基準値の変更及び検査中止等がある場合には、速やかに契約担当官等に書面等で報告するものとする。
- (12) 検体採取用消耗品以外の消耗品
検査依頼書、報告書及び消耗品は契約相手方が準備するものとする。
- (13) 検体の返納
必要に応じ官側より請求がある場合は、検体を返納するものとする。

4 精度管理

- (1) 契約相手方は、精度管理責任者を専任して内部精度管理を毎日行い、適切に検査結果が検出されているか確認するとともに、契約担当官等から求めがあった場合には、速やかに精度管理及び検査結果の状況について報告するものとする。
- (2) 社団法人日本医師会、社団法人日本臨床衛生検査技師会等の機関が行う精度管理調査に参加し、その結果について契約担当官等に報告するものとする。

5 個人情報の取扱い

別紙のとおり

6 関連資料の提出

- (1) 衛生検査所登録証明書の写し
- (2) 医療関連サービスマーク認定書の写し
- (3) ISO15189証明書の写し
- (4) 再委託項目及び再委託先
- (5) 個人情報取扱に関する資料（別紙様式1、別紙様式2、別紙様式3）
- (6) 上記項目については、契約締結後速やかに契約担当官等へ提出する。

7 検査

検査は、契約担当官等が定める監督及び検査実施要領により実施するものとする。

8 その他

- (1) 契約相手方は、作業終了後速やかに、完了届3部を提出する。
- (2) 仕様書並びに作業内容を本役務の作業以外の目的で第3者に漏洩しないこと。また、作業で知り得た内容も同様とする。
- (3) 本仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。

個人情報の取扱について

1 責任体制の整備

契約相手方は、個人情報（検査結果を含む。以下同じ。）の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

2 作業責任者等の報告

- (1) 契約相手方は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、「個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者に関する届」（別紙様式1）により契約担当官等に報告しなければならない。
- (2) 契約相手方は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を変更する場合は事前に契約担当官等に対し「個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者に関する届」（別紙様式1）により契約担当官等に申請し、承認を得なければならない。

3 個人情報の管理等

- (1) 契約相手方は、本業務において利用する個人情報の管理方法等を書面により契約担当官等に対し提出し、承認を得なければならない。
- (2) 契約約担当官等は、契約相手方がこの業務の執行に当たり取扱っている個人情報の管理状況その他必要な事項について契約相手方に報告を求め、又は立入調査できるものとする。

4 作業場所の特定

- (1) 契約相手方は、個人情報を取扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に「個人情報の取扱いに係る作業場所に関する届」（別紙様式2）により契約担当官等に報告しなければならない。
- (2) 契約相手方は、作業場所を変更する場合は、事前に「個人情報の取扱いに係る作業場所に関する届」（別紙様式2）により契約担当官等に申請し、その承認を得なければならない。

5 教育の実施

契約相手方は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、作業従事者が遵守すべき事項その他本業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対し実施しなければならない。

6 守秘義務

- (1) 契約相手方は、本業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者にもらしてはならない。契約期間終了後又は契約解除後も同様とする。
- (2) 契約相手方は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者に対して、個人情報の取扱いに関する遵守事項を周知し、事前に「個人情報の取扱いに関する誓約書」（別紙様式3）に押印させ契約担当官等に提出しなければならない。

7 再委託

- (1) 契約相手方は、本業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。
- (2) 契約相手方は、本業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取扱う情報、採択先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を契約担当官等に申請し、その承認を得なければならない。

- (3) 契約相手方は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

8 個人情報の返還等

- (1) 契約相手方は、本業務の終了時に、本業務において利用する個人情報及び検体等について、契約担当官等の指定した方法により、返還又は破棄を実施しなければならない。なお、個人情報及び検体等については、本業務以外に使用してはならない。

9 事故時の対応

契約相手方は、本業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに契約担当官等に対して当該事故に関わる個人情報の内容、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、契約担当官等の指示に従わなければならない。

個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者に関する届（新規／変更）

年 月 日

殿

住 所

業 者 名

代表者名

「臨床検査（保役２）」に係る個人情報の取扱いの作業責任者及び作業従事者について、下記のとおり報告します。

記

作業責任者

役 職 ・ 指 名	
経 歴 ・ 資 格 等	

作業従事者

氏 名	所 属

<記述欄が足りない場合は、別紙により補足すること。>

個人情報の取扱いに係る作業場所に関する届（新規／変更）

年 月 日

殿

住 所
業 者 名
代表者名

「臨床検査（保役２）」に係る個人情報の取扱いに係る作業場所について、下記のとおり報告します。

記

所在地（１）

所 在 地	（所在住所）
名 称	（ビル等の名称、所在階、区画・部屋等の名称）
作業内容	（当該作業場所で行う作業の詳細）

<所在地が複数ある場合は作業場所ごとに追加すること。>

個人情報の取扱いに関する誓約書

年 月 日

殿

氏名

私は個人情報の取扱いに関し、以下のとおり誓約いたします。

- 1 業務上知り得た個人情報を漏えいし、又は不正な目的に使用することは、絶対にありません。

また、従業しなくなったときには、従業中貸与された個人情報に係る資料等は全て返却するとともに、従業しなくなった後も、業務上知り得た個人情報はいかなる目的にも一切使用しません。

- 2 個人情報保護法令及び個人情報保護規定その他、個人情報に係る諸規則を遵守します。

総務部長 決裁		役務等支出負担行為要求書								調達要求 番 号		募役 3		科 項 目 目 細分		防衛力基盤強化推進費 人的基盤抜本的強化推進庁費 人的基盤抜本的強化推進庁費(雑役務費)								
要 求 欄										年 月 日						調 達 欄								
会 計 課					関係課 (室)		要 求 元				室 長		補 佐		係 長		係							
課 長		室 長		補 佐			係 長		係															
行 為 名 称			算 出 内 訳			時期、場所、人員、その他									契約方式		一 般 指 随 意		根拠法令		会計法第29の3 第 項 予決令第 条 第 項 第 号			
臨床検査			内訳書のとおり			期 間:令和7年4月1日～令和8年3月31日 その他:仕様書のとおり									選 定 業 者		契 約 条 件		総 額		算 出 の 基 礎			
																			円					
総 額											調達説明 日 時		年 月 日 時 分											
備考											入札日時		年 月 日 時 分											
		課室名		入学試験課		要求者氏名		尾形 恵里		電話番号		2152												

内 訳 書

調達要求 番 号		募役 3				
番号	品 名	規 格	単位	数 量	単 価	金 額
1	臨床検査	血液検査				
2		ABO式血液型	回	550		
3		Rh(D)式血液型	回	550		
小 計						

仕 様 書

		調達要求番号	募役 3
品 名	予 定 数 量	備 考	
臨床検査	内訳書のとおり		
1 総則 (1) 適用範囲 本仕様書は、防衛大学校総務部衛生課で実施する臨床検査について適用する。 (2) 引用文書 次の文書は、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は、見積書の提出時における最新版である。 ア 臨床検査技師等に関する法律「昭和33年4月23日法律第76号」 イ 個人情報の保護に関する法律「平成15年5月30日法律第57号」 2 受託要件 (1) 衛生検査所登録が証明されていること。 (2) 一般財団法人医療関連サービスマーク振興会から医療関連サービスマークの認定を受けていること。 (3) ISO15189を取得していること。 3 役務に関する要求 (1) 期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで (2) 業務内容 契約項目の臨床検査にかかる検体の回収、検査、報告並びにこれらに付随する業務とする。 (3) 検査発注及び報告 防衛大学校総務部衛生課臨床検査室 (4) 委託検査内容 内訳書のとおり、検査項目コード、単位を満たすこと。 (5) 検体採取用消耗品 官側にて適応した資材を準備し、それをもって検査を行うこととする。なお、搬送専用容器については、契約相手が準備するものとする。 (6) 検査項目及び予定数量 内訳書のとおり (7) 検査の依頼があった場合は速やかに来校し、契約担当官等の指示を受け検体を持ち帰り、検査実施後、速やかに検査結果を報告する。			

- (8) 検査依頼は、必要事項を記載した検査依頼書及び依頼リストに基づき契約担当官等が行い、検査報告は、検査結果を記載した報告書（2部）並びに必要に応じて記録媒体等を用い契約担当官等に契約相手方が報告するものとする。
- (9) 検査結果で異常値が出た時は、必要に応じて再検査を実施する。
- (10) 受託する検査項目に関する検査方法の変更、基準値の変更及び検査中止等がある場合には、速やかに契約担当官等に書面等で報告するものとする。
- (11) 検体採取用消耗品以外の消耗品
検査依頼書、報告書及び消耗品は契約相手方が準備するものとする。

4 精度管理

- (1) 契約相手方は、精度管理責任者を専任して内部精度管理を毎日行い、適切に検査結果が検出されているか確認するとともに、契約担当官等から求めがあった場合には、速やかに精度管理及び検査結果の状況について報告するものとする。
- (2) 社団法人日本医師会、社団法人日本臨床衛生検査技師会等の機関が行う精度管理調査に参加し、その結果について契約担当官等に報告するものとする。

5 個人情報の取扱い 別紙のとおり

6 関連資料の提出

- (1) 衛生検査所登録証明書の写し
- (2) 医療サービスマーク認定書の写し
- (3) ISO15189証明書の写し
- (4) 再委託項目及び再委託先
- (5) 個人情報取扱に関する資料（別紙様式1、別紙様式2、別紙様式3）
- (6) 上記項目については、契約締結後速やかに契約担当官等へ提出する。

7 検査

検査は、契約担当官等が定める監督及び検査実施要領により実施するものとする。

8 その他

- (1) 本仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。
- (2) 仕様書並びに作業内容を本役務の作業以外の目的で第三者に漏えいしないこと。また、作業で知り得た内容も同様とする。
- (3) 契約相手方は、役務終了後速やかに役務完了届3部を契約担当官等へ提出するものとする。

個人情報の取扱いについて

1 責任体制の整備

契約相手方は、個人情報（検査結果を含む。以下同じ。）の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

2 作業責任者等の報告

- (1) 契約相手方は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、「個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者に関する届」（別紙様式1）により契約担当官等に報告しなければならない。
- (2) 契約相手方は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を変更する場合は事前に契約担当官等に対し「個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者に関する届」（別紙様式1）により契約担当官等に申請し、承認を得なければならない。

3 個人情報の管理等

- (1) 契約相手方は、本業務において利用する個人情報の管理方法等を書面により契約担当官等に対し提出し、承認を得なければならない。
- (2) 契約担当官等は、契約相手方がこの業務の執行に当たり取扱っている個人情報の管理状況その他必要な事項について契約相手方に報告を求め、又は立入調査できるものとする。

4 作業場所の特定

- (1) 契約相手方は、個人情報を取扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に「個人情報の取扱いに係る作業場所に関する届」（別紙様式2）により契約担当官等に報告しなければならない。
- (2) 契約相手方は、作業場所を変更する場合は、事前に「個人情報の取扱いに係る作業場所に関する届」（別紙様式2）により契約担当官等に申請し、その承認を得なければならない。

5 教育の実施

契約相手方は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、作業従事者が遵守すべき事項その他本業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対し実施しなければならない。

6 守秘義務

- (1) 契約相手方は、本業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者にもらしてはならない。契約期間終了後又は契約解除後も同様とする。
- (2) 契約相手方は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者に対して、個人情報の取扱いに関する遵守事項を周知し、事前に「個人情報の取扱いに関する誓約書」（別紙様式3）を契約担当官等に提出しなければならない。

7 再委託

- (1) 契約相手方は、本業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。
- (2) 契約相手方は、本業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を契約担当官等に申請し、その承認を得なければならない。

- (3) 契約相手方は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

8 個人情報の返還等

契約相手方は、本業務の終了時に、本業務において利用する個人情報及び検体等について、契約担当官等の指定した方法により、返還又は破棄を実施しなければならない。なお、個人情報及び検体等については、本業務以外に使用してはならない。

9 事故時の対応

契約相手方は、本業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに契約担当官等に対して当該事故に関わる個人情報の内容、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、契約担当官等の指示に従わなければならない。

個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者に関する届（新規／変更）

年 月 日

殿

住 所
業 者 名
代表者名

「臨床検査（募役3）」に係る個人情報の取扱いの作業責任者及び作業従事者について、下記のとおり報告します。

記

作業責任者

役 職 ・ 指 名	
経 歴 ・ 資 格 等	

作業従事者

氏 名	所 属

<記述欄が足りない場合は、別紙により補足すること。>

個人情報の取扱いに係る作業場所に関する届（新規／変更）

年 月 日

殿

住 所
業 者 名
代表者名

「臨床検査（募役３）」に係る個人情報の取扱いに係る作業場所について、下記のとおり報告します。

記

所在地（１）

所 在 地	（所在住所）
名 称	（ビル等の名称、所在階、区画・部屋等の名称）
作業内容	（当該作業場所で行う作業の詳細）

<所在地が複数ある場合は作業場所ごとに追加すること。>

個人情報の取扱いに関する誓約書

年 月 日

殿

氏名

私は個人情報の取扱いに関し、以下のとおり誓約いたします。

- 1 業務上知り得た個人情報を漏えいし、又は不正な目的に使用することは、絶対にありません。

また、従業員しなくなったときには、従業員中貸与された個人情報に係る資料等は全て返却するとともに、従業員しなくなった後も、業務上知り得た個人情報はいかなる目的にも一切使用しません。

- 2 個人情報保護法令及び個人情報保護規定その他、個人情報に係る諸規則を遵守します。